

(別紙 1 - 2 部分払用)

特 約 条 項

部分払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第34条第2項は適用しない。

(注) 本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合にも変更又は取り消すことができない。